避難確保計画の作成

避難確保計画について

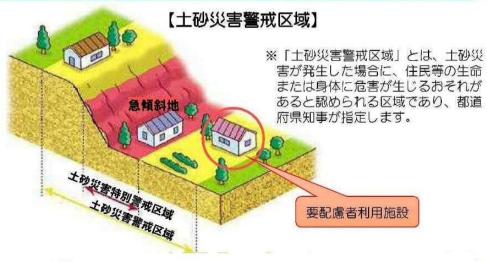
平成28年8月台風10号等の過去の災害で、逃げ遅れによる多数の死者が発生したことを受け、平成29年6月に水防法等を改正

「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。





※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または 都道府県が指定します。



避難確保計画の作成手順

①洪水・土砂災害のリスクを確認してください

はじめに、施設の災害(洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているか)をハザードマップまたはガイドマップかわさきにより、確認してください。

く洪水ハザードマップ>

https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html

<土砂災害ハザードマップ>

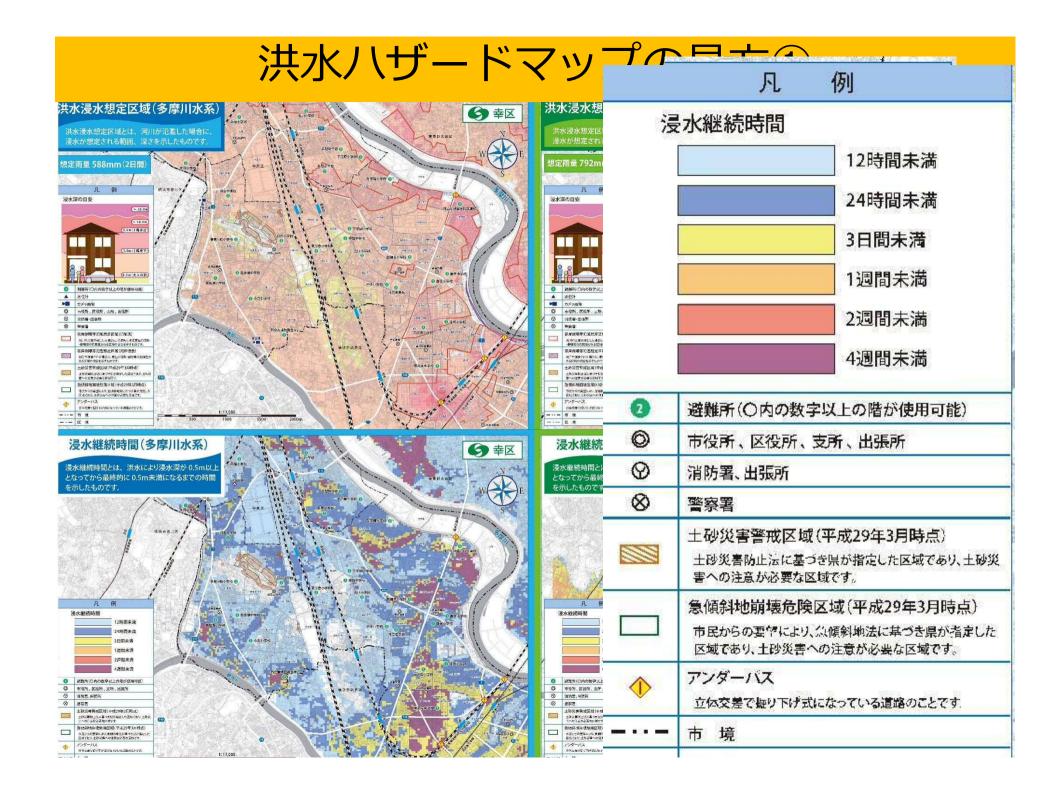
https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017971.html

くガイドマップかわさき(防災マップ)>

http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=150-60&

※拡大縮小ができるためおススメ!

不明な場合は、危機管理室初動対策担当へご連絡ください。 電話044-200-2841



避難確保計画の作成手順

②避難確保計画を作成してください

避難確保計画作成の「てびき」と、必要事項を記入することで避難確保計画が完成する「ひな形」を用意しております。市ウェブサイトからダウンロードできます

ので、御活用ください。

く洪水>

https://www.city.kawasaki.jp/170/

page/0000058043.html

<土砂災害>

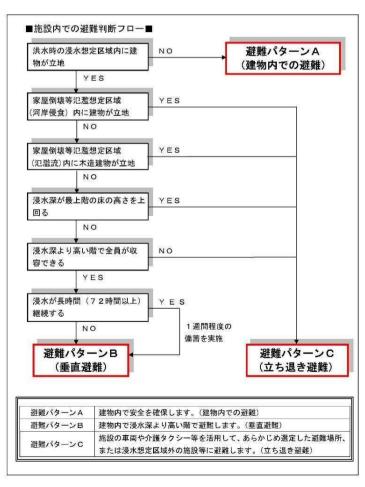
https://www.city.kawasaki.jp/170/

page/0000023278.html

ここがポイント

てびき内に「施設の状況に応じた避難判断フロー」を掲載してますので、避難先をご検討ください。





河川の氾濫から身を守るために







洪水からの避難行動の考え方まとめ



市が発表する避難に関する情報

避難情報の新たな提供方法(R3.5.20~)

警戒レベル4避難指示で必ず避難。避難勧告は廃止。



市が発表する避難に関する情報

【警戒レベル5】緊急安全確保

〇すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!

【警戒レベル4】避難指示

〇避難勧告は廃止されました。これからは、警戒レベル 4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

【警戒レベル3】高齢者等避難

〇お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間を要する方は、危険な場所から避難しましょう。

避難確保計画の作成手順

③避難確保計画を提出してください

作成した避難確保計画は、市長に報告するよう、法律で定められています。 計画を作成しましたら、「避難確保計画作成(変更)報告書」を添えて、 川崎市総務企画局危機管理室へご提出ください。

4 避難訓練を実施してください

洪水や土砂災害に関する避難訓練の実施及び報告が、法律で義務付けられています。

⑤情報の収集手段を確認してください

川崎市の「メールニュースかわさき」は、気象情報、洪水予報、避難情報などの情報をメール配信しています。

空メールを送ると登録メールが返信されます。

PC・スマートフォン mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp 携帯電話 mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp

